

障 福 第 160 号
平成 29 年 6 月 19 日

各市町村障害福祉主管課長 様

神奈川県保健福祉局福祉部
障害福祉課長
(公印省略)

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」
の公布について(通知)

日ごろより障害保健福祉施策の推進に御理解・御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、厚生労働省社会・援護局長他から、平成 29 年 6 月 2 日付
けで別添のとおり通知がありました。

この「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に
よる児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下
「障害者総合支援法」という。)等の主な改正点は下記のとおりですので、内容を御了知
いただき、関係者に御周知くださいますようお願いいたします。

なお、今後、平成 30 年 4 月 1 日の施行に向けて関係省令の改正が予定されていますの
で、情報が有り次第その都度提供させていただきます。

記

1 改正の概要

(1) 児童福祉法の一部改正(「共生型障害児通所支援事業者の特例」の創設)(改正法
第 6 条関係)

介護保険法の居宅サービス事業者等の指定を受けている者及び障害者総合支援法
の障害福祉サービス事業者の指定を受けている者に係る障害児通所支援事業者の指定
の特例を設ける。(児童福祉法第 21 条の 5 の 17 関係)

(2) 障害者総合支援法の一部改正(「共生型障害福祉サービス事業者の特例」の創設)
(改正法第 12 条関係)

児童福祉法の障害児通所支援事業者の指定を受けている者及び介護保険法の居宅
サービス事業者等の指定を受けている者に係る障害福祉サービス事業者の指定の特例
を設ける。(障害者総合支援法第 41 条の 2 関係)

(3) 介護保険法施行法の一部改正(改正法第 4 条関係)

介護保険の被保険者としなないこととされたことのある者(障害者支援施設入所者
等)に係る介護保険法の住所地特例の規定の適用についての規定を整備する。(介護
保険法施行法第 11 条関係)

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

問合せ先

事業支援グループ 岡崎

電話 045-210-4717